

賃金上昇率の計算方法の変更点

平成6年度以前

- ・一般、パートそれぞれについて別々に計算
- ・男女構成の変化を除去したものと反映したもの両方を計算
- ・就労日数の増減がないものとして計算

平成7～16年度

- ・一般とパートの構成比の変化を反映させるため合算
- ・男女構成の変化を反映したもののみ計算
- ・就労日数の増減を反映

平成17年度以降

- ・一般とパートの構成比の変化を除去
- ・男女構成の変化を反映したもののみ計算
- ・就労日数の増減を反映

一般とパートの構成比変化の除去について

平成19年6月(一般労働者90人、パートタイム労働者10人)

一般労働者の平均時給1000円、パートタイム労働者の平均時給650円とする。

平成20年6月(一般労働者50人、パートタイム労働者50人)

一般労働者の平均時給1100円、パートタイム労働者の平均時給715円とする。

一般とパートの構成比変化を除去しない場合

平成19年の平均賃金

$$(1000 \times 90 + 650 \times 10) \div 100 = 965$$

平成20年の平均賃金

$$(1100 \times 50 + 715 \times 50) \div 100 = 908$$

賃金改定率

$$(908 - 965) \div 965 \times 100 = -5.9\%$$

一般とパートの構成比変化を除去した場合

平成19年の平均賃金

$$(1000 \times 90 + 650 \times 10) \div 100 = 965$$

平成20年の平均賃金

$$(1100 \times 90 + 715 \times 10) \div 100 = 1062$$

賃金改定率

$$(1062 - 965) \div 965 \times 100 = 10\%$$